

第4章 環境保全計画

4.1 環境保全の現状と課題

三河家住宅は原位置で当初の形状を維持しているが、敷地の北側は昭和50年代に行われた土地区画整理事業で庭と植栽は改変されている。植栽された樹木は大きく成長し、庭全体の景観構造を見え難くし、三河家住宅の大きな見所である外観眺望を妨げ、建物の保存上にも影響を及ぼしていることから、建造物と一体的な保全の必要がある。

また、三河家住宅が位置する徳島市富田浜は、徳島市都市計画における地域地区は商業地域に該当し、公共施設・商業施設・居住施設が建ち並ぶ市街地である。近代的な市街地にありながらも、三河家住宅は戦前の徳島の名残を留める景観を維持し、ひょうたん島周囲の魅力的な景観として「ひょうたん島八景」の一景に選定されるなど景観資源としての活用がなされている。将来的な課題として、三河家住宅の東側のJR牟岐線の鉄道高架事業計画や隣接地での開発事業に伴い歴史的景観及び三河家住宅の価値の低減への影響が危惧される。

4.2 環境保全の基本方針

三河家住宅の価値を維持し高めるため、建造物周囲の植栽等の景観は文化財を構成する重要な要素であることから、建造物の整備年代の時代性を踏まえた景観の回復・維持を目標とする。

また、三河家住宅は戦禍を免れ昭和初期の姿を現在に留める文化財建造物であり、都市の記憶を次世代に引き継ぐ貴重な景観資源である。三河家住宅が立地する周辺地域は、徳島市景観計画において「重要な景観形成地域」に定められている。周辺地域の開発計画に対しては、徳島市景観計画の適用による地域のまちづくりと連携し、一体的な景観形成の取り組みにより三河家住宅の歴史的景観の価値の保全に努める。

4.3 区域の区分と保全方針

4.3.1 区域の区分

(1) 保存区域

重要文化財建造物が立地し建造物と一体をなしてその価値を形成している区域で、計画区域全体を保存区域とする。

(2) 保全区域

保全区域は該当しない。

(3) 整備区域

整備区域は該当しない。

4.3.2 各区域の保全方針

(1) 保存区域

防災・管理上必要な施設の設置方針

原則として、新たな建造物を設けず、土地の形質の変更は防災上必要な場合に限るものとする。

土地・樹木等の自然に係る景観や環境保全の方針

三河家住宅の庭は当初の姿と異なる様相であることから、建造物の整備年代の時代性を踏まえ、植物の成長や補填によって変化した景観構造を本来の姿形に復することをめざす。稀少な古写真から当時の雰囲気は読み取ることができるものの、庭の変遷を明らかにすることができない現状では、直ちに当時の樹形に戻し維持していくことは難しく、年間管理の積み重ねの中で時間をかけて改善し、当時の植栽景観を回復、維持するように努める。

活用に伴い必要な施設の設置方針

活用において建造物の設置以外の目的で土地の形質を変更する場合は、文化財保護法施行令第5条第3項第1号の現状変更等の手続きに従うものとする。

4.4 建造物の区分と保護の方針

(1) 建造物の区分

保存建造物

計画区域に保存建造物は該当しない。

保全建造物

計画区域に保全建造物は該当しない。

その他建造物

土地に伴う構造物として石造物（動物・人物・灯籠）、庭門、藤棚がある。

(2) 建造物保護の方針

保存建造物

計画区域に保存建造物は該当しない。

保全建造物

計画区域に保全建造物は該当しない。

その他建造物

当初から据えられている石造物については、将来的な課題としては石材の劣化・破損に応じ保存処理を施し景観の維持に努める。また、後世に設置された石造物や裏庭門に後設されたアルミ門扉、藤棚については歴史的景観に支障があるため撤去する。

4.5 防災上の課題と対策

(1) 防災上の課題

植栽

建造物に隣接する高木のヒマラヤスギは、住宅側への倒木の危険を避けるためワイヤーによる支持を施しているが、風害による建造物への影響が懸念される。また中木である棕櫚や泰山木の倒木時には直接的な建造物への影響の恐れがある。

事故災害

三河家住宅の前面の市道富田浜線は、国道 55 号バイパスと接続する交通量の多い主要道路である。市道に面して附指定である門及び塀があり、車両衝突による損壊の危険がある。

自然災害

近年、台風や豪雨による冠水被害が頻発しているが、三河家住宅周辺では浸水の被害は起こっていない。敷地内の排水については現状では機能しているが、落葉や土砂で排水の不具合が生じないような措置と排水システムの確認と整備を行う必要がある。また、南海トラフ地震時の津波高は 2 ~ 3 m が予想され、三河家住宅の 1・2 階部分の浸水が想定される。

(2) 当面の改善措置と今後の対処方針

植栽については適切な維持・管理を行い建造物の保存及び景観に影響が及ばないように措置する。前面の市道と三河家住宅の敷地は隣設し、塀を保護するための緩衝帯がなく保護柵を設置するスペースがない。また、市道には路側帯が設けられていることから、道路管理及び交通安全対策として路側帯を取り込んだ保護柵の設置を考慮する必要があることから将来的な課題として残る。

津波については三河家住宅の立地上、被害は避けることができず、有効な防潮対策をとることができない。三河家住宅は戦災の記録を留める戦争遺産であるが、地震時に津波の被害を受けた場合、自然災害の記録を留める遺産として受け止めることも必要である。

(3) 環境保全設備整備計画

雨水排水設備

敷地内に雨水の排水口は設置されているが、排水システムを確認し排水機能に不備が認められる場合には整備を行う。

照明設備

既存照明の配線が露出し危険であるため配線ケーブルを整備する。また、新たに敷地内に庭園灯やライトアップ用の照明設備を設置し、敷地内の照明度を高めることで防犯対策を図る。

通路整備

住宅前庭の敷石通路は、樹木の根起しによる亀裂、不等沈下による剥離・割損

がみられることから整備を行う。また、維持・管理において損傷箇所等を発見した場合には早急に補修を行う。

解説板設置

敷地内での案内板・解説板の設置については、景観への影響から設置方法やデザイン・色調に十分に配慮し設置する。

(4)周辺樹木の管理

日常的な清掃作業や除草作業と季節ごとの適切な剪定等の年間作業を実施する。樹木管理については、後世に加わった要素を取り除き、旧観を再現する方向で樹木の伐採・補植を意識しながら、既存樹木の扱いについては専門家の指導を受け適切な作業を行う。



保存区域 

図1 環境保全区域図



図2 三河家住宅と周辺の植栽

樹木が成長し当初の景観構造を変え、建造物の景観に影響を及ぼしている。